

薬用作物(生薬)をめぐる事情

令和7年8月

農林水産省

1 薬用作物と生薬について

- 薬用作物は、生薬の原料となる作物で、その一部又は全部が乾燥や簡単な加工を施され、漢方薬等に使用。
- 生薬は、動植物の部分・細胞内容物・分泌物・抽出物あるいは鉱物で、そのまま薬品として用い、あるいは製薬の原料とするもの（広辞苑、第6版、岩波書店）

薬用作物

- 生薬の原料となる作物であり、根、根茎、茎、葉、花、果実、樹皮などを、利用しやすく、保存や運搬にも便利な形に加工される

生薬

- 漢方薬の原料であり、植物由来のもの、鉱物由来のもの、動物由来のものがある。
- 生薬を医薬品として使用する場合は、厚生労働大臣が定める日本薬局方※1等の規格基準（形状や薬効成分含量等）を満たした上で、契約先の製薬企業の規格基準も満たす必要がある。
- 生薬は、医薬品医療機器等法※1上、医薬品として扱われるもの（食品として製造・販売できない）と、医薬品として扱われないもの（食品として製造・販売できる）に区分※2されている。

植物由来

例：シャクヤク

シャクヤク(ボタン科)の根を乾燥したもの



鉱物由来

例：カッセキ

天然の粘土鉱物、軟滑石（主成分は含水ケイ酸アルミニウム及び二酸化ケイ素）



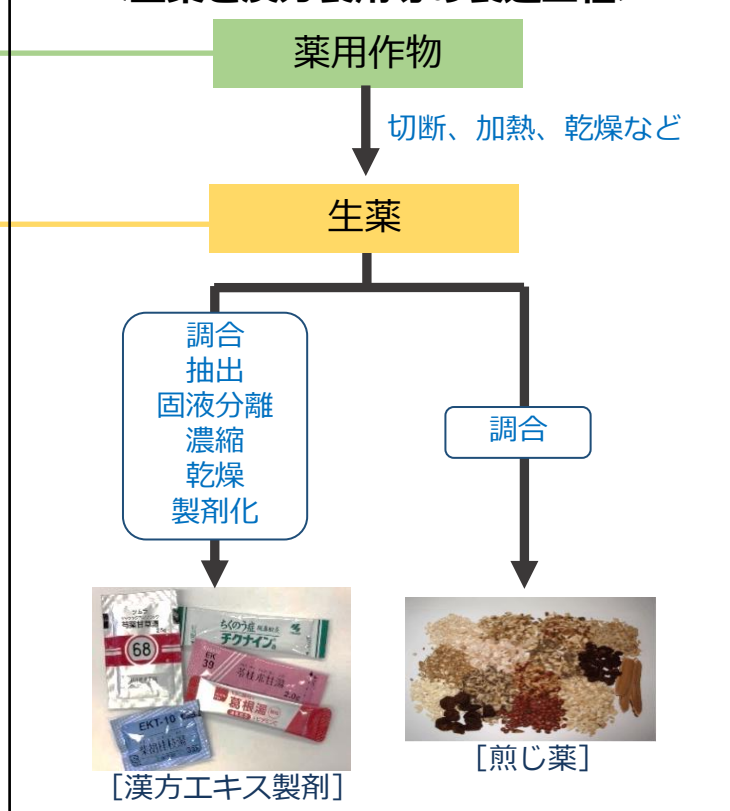
動物由来

例：ゴオウ

ウシの胆嚢中に生じた結石



<生薬と漢方製剤等の製造工程>



※1 日本薬局方は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）第41条第1項の規定に基づき、承認されている医薬品の性状及び品質の適正を図るため、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める医薬品の規格基準書。

※2 人が経口的に服用するものが、医薬品医療機器等法に規定する医薬品に該当するか否か（食薬区分）は、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の別紙「医薬品の範囲に関する基準」により判断。

2 国内の生産状況①

- 薬用作物は北海道から九州・沖縄に至る全国各地域において、各地域の気候条件等に適した品目が生産。
- 生産面では、複合経営の一品目として経営の安定化や経営資源の有効活用につながり、また、中山間地域等の農業振興を図る作物として重要な役割を果たしている。

薬用作物の主な産地



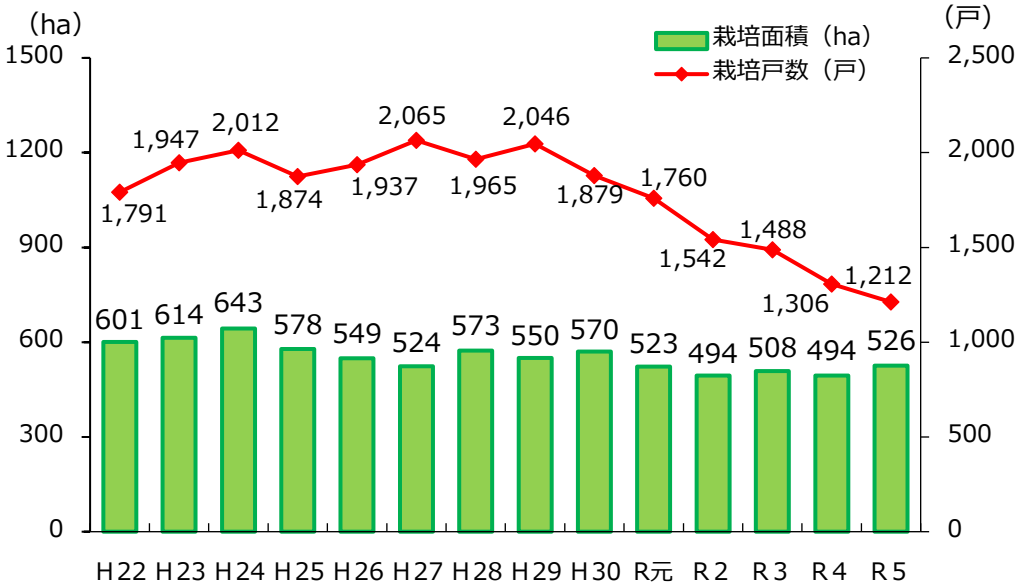
薬用作物の栽培等の特徴

- 製薬企業との契約栽培による直接取引が多く、種苗は契約先の企業から提供される場合が多い
(契約までに生産性、品質等を評価する試験栽培を実施)
- 安定した価格で取引できるが、薬価（公定価格）の影響を受ける
- 複合経営の一品目として栽培する場合が多い
- 栽培期間が複数年のものが多く、収益を得るまでに時間がかかる
- 医薬品原料として日本薬局方や製薬企業の品質規格を満たす栽培管理が必要であり、「薬用植物の栽培と採取、加工に関する手引き」（GACP）に基づき栽培等を実施
- 専用の農業機械等や登録農薬が少なく手作業が多い
- 産地で収穫後に洗浄、乾燥、ひげ根等の除去、選別、湯揉み等の一次加工や調製を行い出荷

3 国内の生産状況②

- 近年、薬用作物の栽培面積は横ばいで推移しているが、栽培戸数は減少傾向。
- 都道府県別では北海道（271ha）、熊本（87ha）、群馬（29ha）の順に多く、北海道が全体の約5割を占めている。また、品目別ではトウキ、ミシマサイコ、センキュウの順に栽培面積が大きい。

専ら医薬品（生薬）に用いられる薬用作物の生産の推移



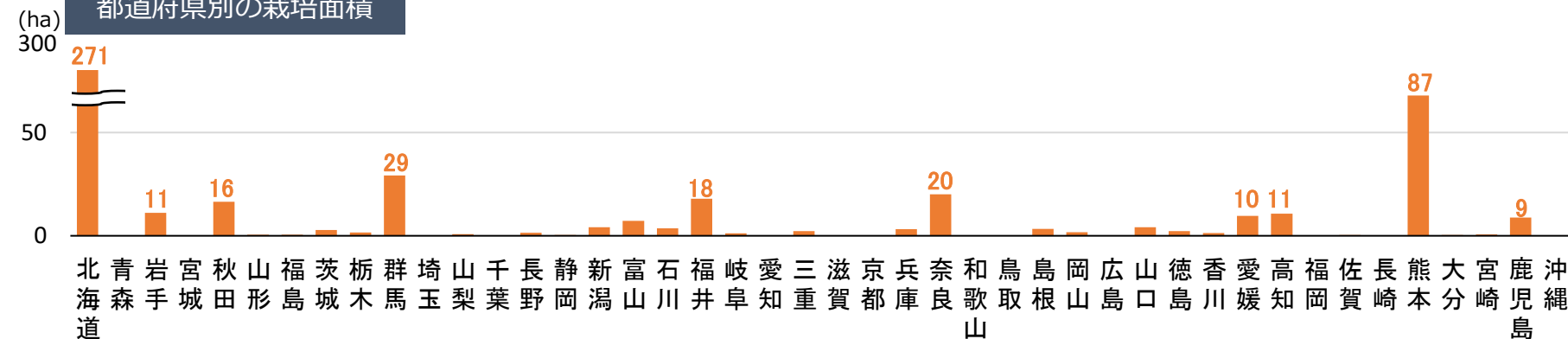
資料：（公財）日本特産農産物協会「地域特産作物に関する資料」

国内における栽培面積が大きい品目

順位	薬用作物名	栽培面積 (ha)	栽培戸数 (戸)	栽培年数 (年)	国産率 (%)	使用部位
1	トウキ	116	249	2	10	根
2	ミシマサイコ	118	333	1～2	1	根
3	センキュウ	102	34	1	69	根茎
4	シャクヤク	48	236	5	3	根
5	トリカブト	36	21	1～2	56	塊茎
6	オウギ	26	17	1～2	8	根
7	キハダ	24	12	15～20	1	樹皮
8	オウレン	18	15	6	1	根茎、ひげ根
9	ダイオウ	11	5	4～10	0	根茎
10	ホオノキ	7	1	-	20	樹皮
全体	-	526	1,212	-	-	-

資料：（公財）日本特産農産物協会「地域特産作物に関する資料」（令和5年産）

都道府県別の栽培面積

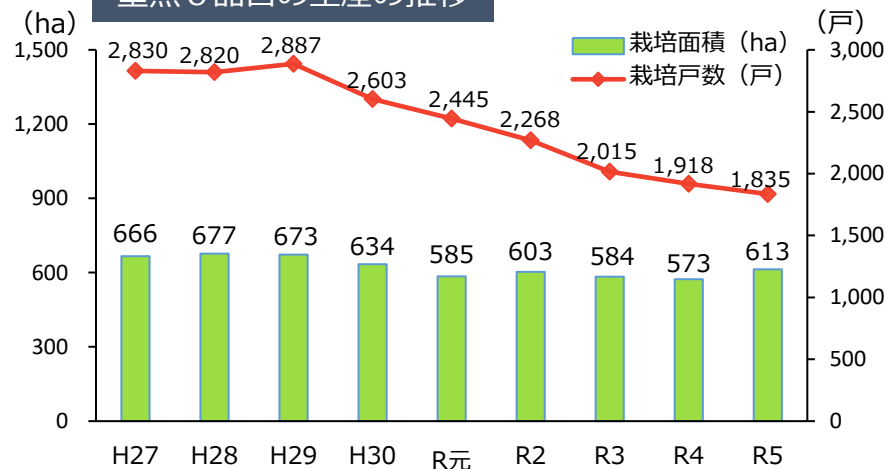


資料：（公財）日本特産農産物協会「地域特産作物に関する資料」（令和5年産）

4 薬用作物の重点8品目

- 日本漢方生薬製剤協会は、原料の安定確保に向けて、国産の使用量が多い8品目を特に国内での生産拡大が期待される品目（重点8品目）として設定。
- 新たな食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）においては、「薬用作物の栽培面積（重点8品目）」を2030年に700haとするKPIを設定し、重点8品目を中心とした薬用作物の生産拡大に向けて各種取組を推進。

重点8品目の生産の推移



資料：（公財）日本特産農産物協会「地域特産物に関する資料」

重点8品目（R5）の生産状況

品目	栽培戸数（戸）	栽培面積（ha）
シャクヤク	236	48.3
トウキ	249	115.7
ミシマサイコ	333	118.0
センキュウ	34	102.1
トリカブト	21	36.0
サンショウ	834	177.0
カノコソウ	30	4.8
ヨモギ	98	11.5
8品目計	1,835	613.4



シャクヤク

（鎮痛，鎮痙，収れん）



トウキ

（補血，強壮，血行障害，鎮痛，鎮静）



ミシマサイコ

（解熱，強壮）



センキュウ

（補血，強壮，鎮静，鎮痛，冷え症，月経障害など婦人薬）



トリカブト

（鎮痛，利尿，強心，興奮，新陳代謝の機能亢進）



サンショウ

（芳香性健胃薬、苦味チンキ原料）



カノコソウ

（鎮静薬）



ヨモギ

（止血，月経調整作用，去痰）

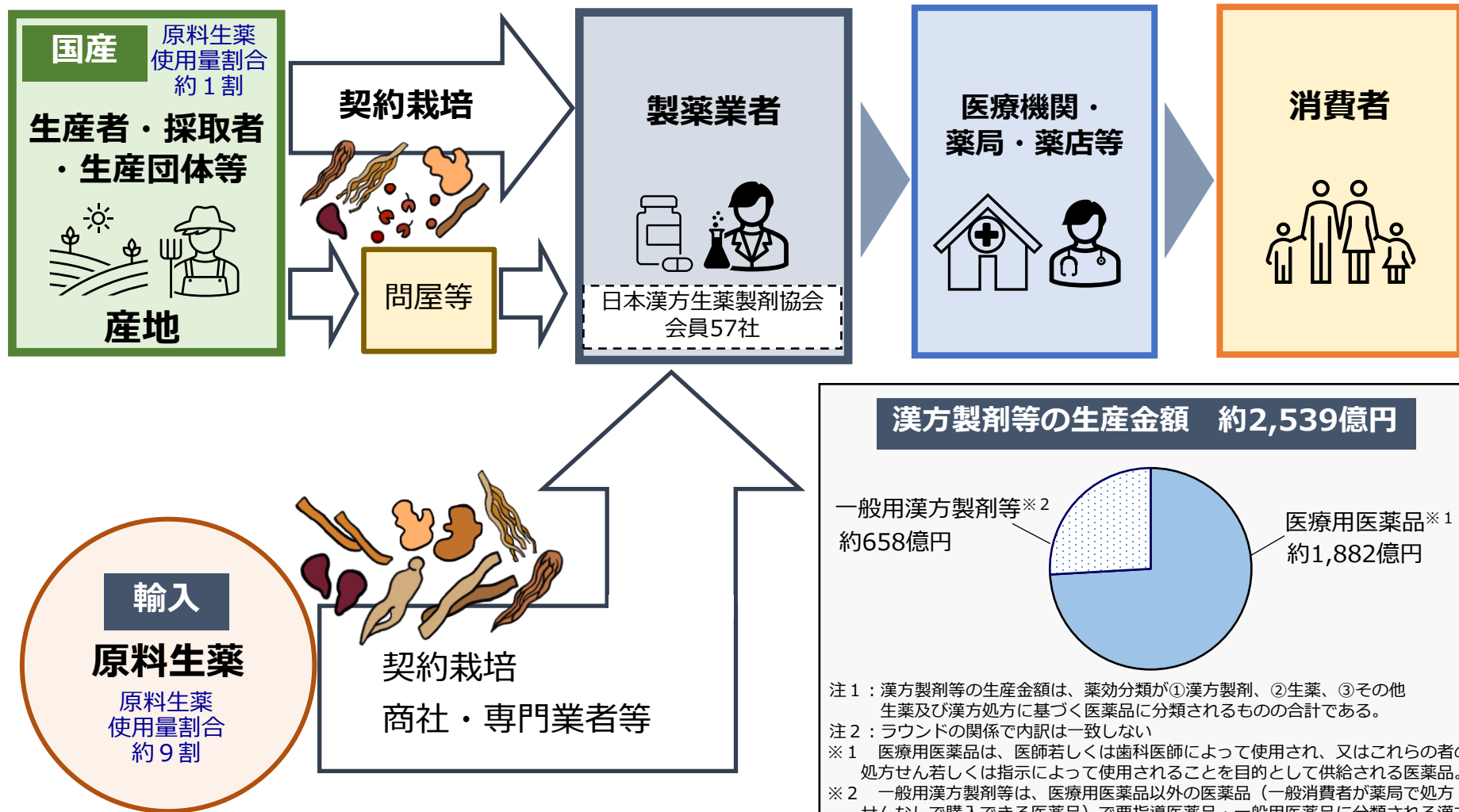


※（ ）内は効能・用途

資料：（国研）医薬基盤・健康・栄養研究所 薬用植物総合情報データベース、薬用作物産地支援協議会、（公社）東京生薬協会

5 薬用作物の国内流通の状況

- 薬用作物は、市場取引がなく、ほとんどが製薬企業等との契約栽培。
- これにより、製薬企業等は原料の安定確保が可能となり、生産者（生産者団体）は買い取りの保証とともに、製薬企業等からの種苗の供給や栽培指導を受けている。



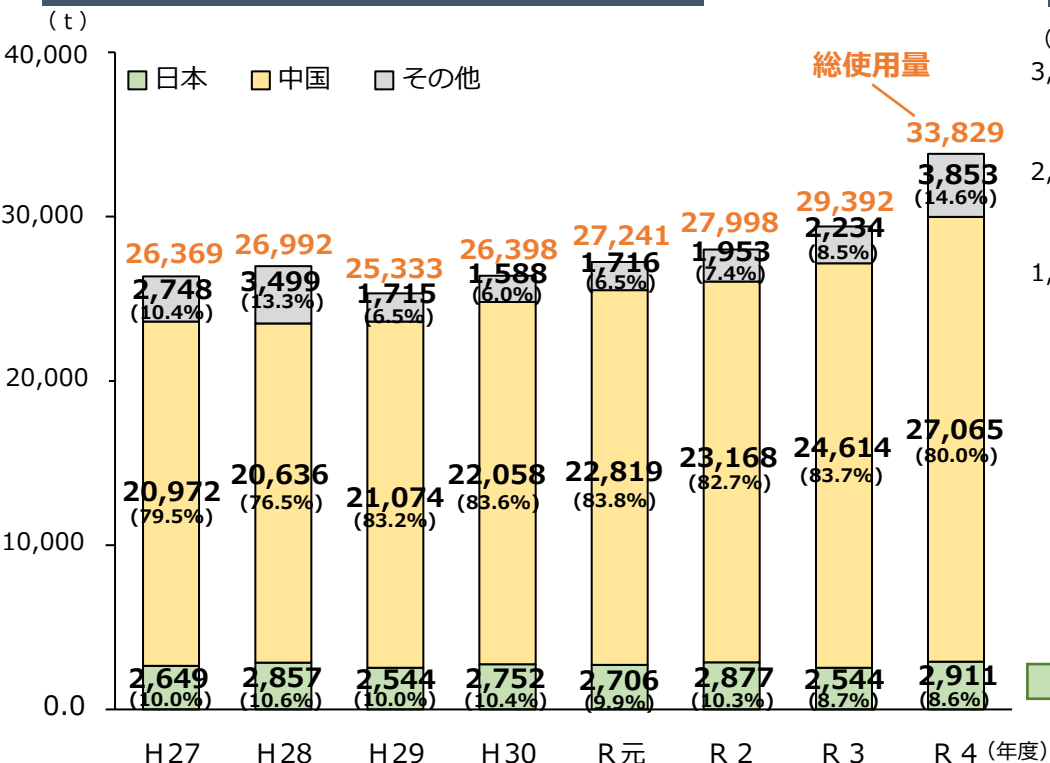
資料：原料生薬の使用量割合は日本漢方生薬製剤協会調べ、会員数は令和7年7月時点

出典：厚生労働省「薬事工業生産動態統計調査」（令和5年度）

6 薬用作物の需要動向

- 漢方製剤等の原料となる生薬の年間使用量は約34千トン（R4年度）。このうち、国産は約2.9千トンと全体の約1割であり、約8割を中国産が占めている。
- 漢方製剤等は医療現場におけるニーズが高まっており、その生産金額は直近5年間で約28%増加し、2,539億円（R5年度）。原料となる生薬の需要量も、今後とも増加が見込まれており、原料生薬の安定確保に向けた調達先の複線化のため、国内での生産拡大への期待が高まっている。

漢方製剤等の原料使用量及び生産国の推移

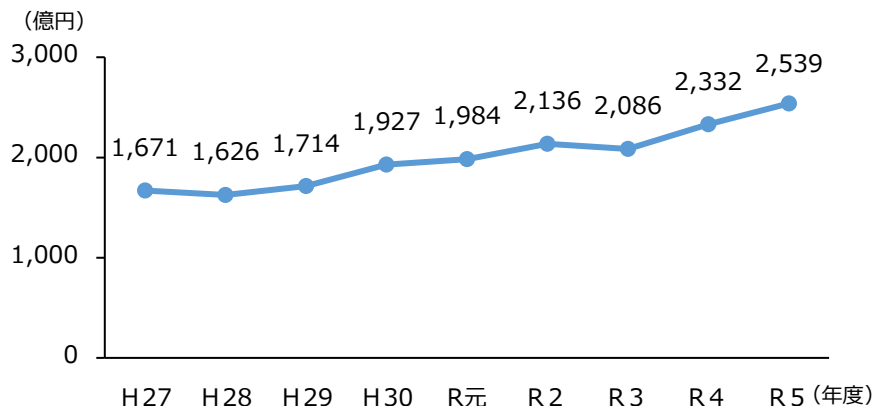


資料：日本漢方生薬製剤協会調べ（令和4年度）

注1：漢方製剤等には、漢方製剤（漢方医学に基づいた複数の生薬の組み合わせ（処方）により作られた薬）のほかに生薬製剤（漢方医学には基づかない考え方で生薬等を材料に作られた薬）がある。

注2：ラウンドの関係で年間総使用量と内訳、割合は一致しない

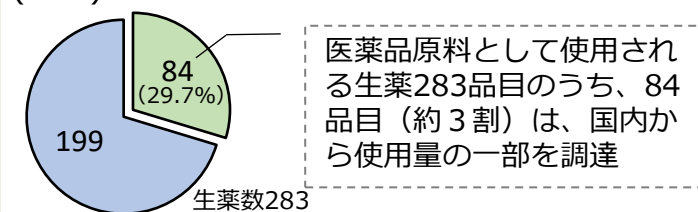
漢方製剤等の生産金額の推移



資料：厚生労働省「薬事工業生産動態統計調査」

注：漢方製剤等の生産金額は、薬効分類が①漢方製剤、②生薬、③その他生薬及び漢方処方に基づく医薬品に分類されるものの合計である。

(参考) 国産を使用している生薬数



資料：日本漢方生薬製剤協会調べ（令和4年度）

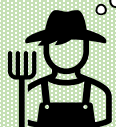
7 薬用作物の生産拡大に向けた取組（マッチング）

- 薬用作物は、生産者と実需者間の契約栽培により直接取引されているため、生産拡大や新たな産地化を図るには生産者側と実需者側の需要や生産可能な量等に関する情報交換・共有によるマッチングが重要。
- 農林水産省は、厚生労働省や関係団体等と連携し、生産者と実需者の交流機会の設定等を推進しており、「薬用作物産地支援協議会」が取り組むマッチングの促進を支援。

流通上の課題・問題点

【生産者側が必要な情報】

- ・ 需要のある品目
- ・ 種苗の入手方法
- ・ 取引価格や収益性
- ・ 栽培技術や指導機関
- ・ 契約希望のある企業 など



【実需者側が必要な情報】

- ・ 栽培可能な地域、生産者、品目
- ・ 供給可能な生産数量
- ・ 地域の生産体制（継続して安定供給が可能か）
- ・ 日本薬局方の基準値を満たすかなど



薬用作物産地支援協議会

■ 平成28年、日本漢方生薬製剤協会及び（一社）全国農業改良普及支援協会により設立

地域説明会等をはじめとした各種取組を展開し、生産者と実需者の交流機会の場の設定により、需給情報等の共有やマッチングを促進。

主な取組内容

- ・ 事前相談窓口を設置（電話・WEB・対面相談等）
- ・ 薬用作物専用ホームページの開設
- ・ 専用ホームページにマッチングサイトを開設



- ・ 地域説明会および相談会の開催



〔地域説明会の様子〕



〔地域相談会の様子〕

取組状況

【問合せ、相談、HP訪問件数】 （件数）

	事前相談窓口 問合せ・相談	地域相談会 での相談	HP訪問
H29～R6	1,627	215	109,929
R6	157	9	11,346

【マッチング状況（H25～R6年度）】 （団体・個人）

折衝開始	取引開始	取引継続中
144	23	14

注1：折衝開始後、生産者と製薬企業の間で品質規格クリアの確認（試験栽培）、取引価格、出荷数量等の取引条件の交渉が行われる。

注2：30年度以降は生産者と実需者双方の要望を登録する形式に変更。

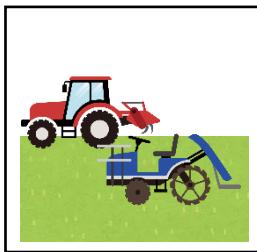
注3：「取引」とは、メーカーへの納品や契約等が行われたもの。

8 薬用作物の生産拡大に向けた取組（栽培技術①）

- 薬用作物は、地域条件に応じた栽培技術が確立されておらず生産が不安定で、専用の農業機械等も少なく、手作業が多いこと等が課題。
- このため、地域に適した品目の選定や栽培技術の確立に向けた実証、既存の農業機械等の改良等の取組を支援。また、開発・改良された農業機械、試験研究機関等により開発された省力栽培技術等を情報提供。

栽培上の課題・問題点

- 地域に応じた栽培技術が確立されていない
- 専用の農業機械等がない
- 登録農薬が少ない



必要とされる取組内容

- ・ 優良種苗の確保
- ・ 地域に応じた品目の選定（日本薬局方の規格基準等をクリア）
- ・ 地域の気象や土壌等の栽培条件に応じた栽培技術の確立
- ・ 既存の栽培管理機や、乾燥調製機等の改良による生産性の向上
- ・ 登録農薬の拡大 など

生産体制の強化への支援

<全国的な取組への支援>

- ◆ 栽培指導者等を対象とした栽培技術研修会の開催
- ◆ 技術アドバイザーの派遣
- ◆ 各産地の取組や安定生産技術開発の状況等の紹介
- ◆ 既存の農業機械の改良 など

<地域の取組への支援>

- ◆ 地域に適した品目の選定、安定生産のための栽培技術確立に向けた実証ほの設置や栽培マニュアル作成（ホームページで情報提供）
- ◆ 優良種苗の安定供給のための実証ほの設置
- ◆ 低コスト生産の確立に向けた農業機械の改良
- ◆ 未収益期間の支援
（収穫までの複数年の品目を初めて契約・栽培する場合4万円/10a）
- ◆ 農薬の適用拡大に必要な試験の実施

9 薬用作物の生産拡大に向けた取組（栽培技術②）

- 薬用作物産地支援協会では「薬用作物栽培の手引き」を作成し、ホームページに公表。
- 委託プロジェクト研究において、雑草防除体系の開発や需要が多い薬用作物 5 品目を対象とした高品質化、低コスト化および生産の安定化を可能とする技術開発を行い、成果等を基に栽培マニュアルを作成。

【「薬用作物栽培の手引き」の作成・公表】



薬用作物産地支援協議会は、標準的な栽培法や栽培適地、機械化に関する情報等を取りまとめた「栽培の手引き」を作成（平成28年度～令和2年度）し、協議会の構成団体である（一社）全国農業改良普及支援協会のホームページ上に公表。

引用： 薬用作物産地支援協議会「栽培の手引き」～「栽培の手引き（5）」

試験研究機関等における取組

- ①薬用作物の機械除草マニュアル
～カンゾウ、トウキ、センキュウ～
- ②薬用作物栽培の手引き
～薬用作物の国内生産拡大に向けた技術の開発～
（トウキ、ミシマサイコ、カンゾウ、オタネニンジン、シャクヤク）



品目	カンゾウ、トウキ、センキュウ	トウキ	ミシマサイコ	カンゾウ	オタネニンジン	シャクヤク
開発技術	除草技術の体系化	大規模栽培の乾燥調製技術、小規模栽培の乾燥技術	発芽促進技術、マルチによる雑草抑制技術	既存機械の改良による収穫機械の開発	育苗期間の短縮化技術	摘蕾・摘花作業の省力化技術、マルチを利用した灌水同時施肥の栽培体系の開発

（国研）農業・食品産業技術総合研究機構のホームページにて公表

10 産地化の取組事例①

JA道央薬草生産部会（ブシ、トウキ）

概要 栽培面積：65ha
栽培戸数：18戸（令和6年12月時点）
取組体制：JA道央薬草生産部会、実需者
【協力機関】農業改良普及センター、農薬メーカー

特徴

土砂落としや異物除去等の**加工・調製をJAや実需者が担う体制を整備**し、生産者の作業負担を軽減

取組・成果

- ・平成15年度からブシの試験栽培（10a）を開始し、その後、センキュウ、トウキの栽培にも着手。
- ・3年間の試験栽培を経て、**保水力がある土壌や冷涼な気候に適した品目（ブシ、トウキ）を選定**。
- ・平成26年度に**ブシ専用の集出荷貯蔵施設を建設**し、JA道央全域で薬用作物の栽培に取り組む。
- ・生産者が**所有する畑作物用の機械を活用可能**。
- ・**輪作体系に組み込みやすく、大規模で省力化栽培も可能**。
- ・JA道央薬草生産部会は、栽培技術指導、実需者との調整、加工・調製を行い、実需者は、種子貸与、栽培技術指導、加工・調製を実施。
- ・**栽培面積（2品目計）が5年で約1.5倍拡大**。
（H30：42ha→R6：65ha）



【ブシの栽培風景】



【ブシの花】

出典：薬用作物の産地化事例集（令和7年2月）

秋田県八峰町（キキョウ、カミツレ）

概要 栽培面積：3.1ha（2品目計）
栽培戸数：20戸（令和7年7月末時点）
取組体制：八峰町、農業法人、県農業試験場
【協力機関】生薬関係団体、研究機関

特徴

- ・町が協力機関と栽培に関する**連携協定を締結**
- ・**一次加工及び育苗を農業法人が担い**、生産者は栽培に注力

取組・成果

- ・**農家所得向上と遊休農地拡大防止の観点から産地化を目指す**。
- ・町が生薬関係団体・研究機関と栽培に関する**連携協定を締結**し、試験栽培を実施することで、**国産化が進んでいなかった品目の町栽培指針を作成し普及**。
- ・町は協力機関等との調整、試験栽培の実施、生産技術の検討を行い、農業法人は、調製・出荷作業受託及び育苗提供、県農業試験場は、生産技術の検討・実証を実施。
- ・**半自動移植機、洗浄機等を導入し、作業の効率化を実現**。
- ・**一次加工施設等は町が整備した後、農業法人へ貸与し、農業法人が乾燥調製作業を受託**。
- ・**キキョウの販売数量が約6.5倍拡大**。
（販売数量 R1：87.9kg → R6：576.6kg）



【キキョウ2年株のほ場】



【出荷用キキョウ根】

出典：薬用作物の産地化事例集（令和7年2月）
※令和7年7月時点に更新

熊本県あさぎり町（ミシマサイコなど）

概要

栽培面積：97ha
栽培戸数：149戸（令和6年5月時点）
取組体制：あさぎり薬草合同会社、くま薬草生産組合、あさぎり町、県球磨地域振興局
【協力機関】製薬メーカー

特徴

・実需者との販売契約や調整は合同会社が実施
・合同会社が栽培に必要な機械等を生産者へ貸出し、生産者の経済的負担を軽減

取組・成果

・平成19年に町が企業誘致プロジェクトを展開。翌年、製薬メーカーと連携しミシマサイコの試験栽培（5戸:0.5a）を開始。
・試験栽培でマルチ栽培技術を確立し除草作業の省力化に成功したことで、栽培面積や農家戸数が増加し地域に定着。
・栽培管理の高位平準化と省力化などの生産体制整備に取組。
・平成29年に乾燥調製施設を導入し産地化に向け環境を整備。
・あさぎり薬草合同会社は製薬メーカーとの契約等を担い、くま薬草生産組合は生産・調製・出荷、試験栽培の実施、町は関係機関との調整、県球磨地域振興局は生産技術の検討・実証、栽培技術指導を実施。
・ミシマサイコの栽培面積が9年で約2.3倍拡大。
（H27：39.6ha→R6：89.7ha）



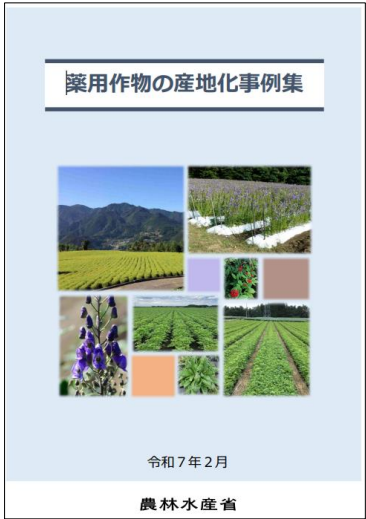
〔乾燥調製施設の様子〕



〔改良した種子刈取機〕

出典：薬用作物の産地化事例集（令和7年2月）

各産地の取組事例の内容・その他の事例を農林水産省ホームページに掲載



農林水産省HPリンク

薬用作物産地支援協議会ホームページに産地化取組事例を多数掲載



薬用作物産地支援協議会HPリンク

(参考1) 薬用作物関係予算

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（薬用作物支援関係）

【令和7年度予算概算決定額 1,150（1,138）百万円の内数】

<対策のポイント>

薬用作物等の産地形成と生産拡大を図るため、**事前相談窓口の設置、新技術の実証、技術アドバイザーの派遣、栽培技術の確立や優良種苗の安定供給のための実証ほの設置、農業機械の改良、人材確保策の検討、実需者等と連携した産地形成等の取組を支援します。**

<事業目標>

薬用作物の栽培面積の拡大（550ha（平成30年度）→630ha（令和7年度））

<事業の内容>

1. 全国的な支援体制の整備

- 新たに産地化を検討する地域等の取組を促進させるため、**事前相談窓口の設置、地域相談会（マッチング）の開催、技術拠点農場の設置、栽培技術研修会の開催や技術アドバイザーの派遣**を支援します。

2. 地域における取組の支援

① 生産体制の強化

地域の気象・土壌条件等に適した**品種の選定や栽培マニュアルの作成、栽培技術の確立や優良種苗の安定供給のための実証ほの設置**、低コスト生産体制の確立に向けた**農業機械等の改良、多年性品目の新植（4万円/10a）**、人材確保策の検討等

② 需要の創出

消費者・実需者ニーズの把握、実需者等と連携した商品開発等の取組を支援します。

※実需者等と連携して複数年かけて計画的に産地形成を進める取組を支援する枠組みを設定

※中山間地農業ルネサンス事業優先枠を設定

<事業の流れ>

補助：定額、1／2以内



<事業イメージ>

現状・課題

- ・薬用作物は、中山間地域等の農業振興のみならず、地域経済の活性化等にも貢献。
- ・漢方製剤等の需要が拡大する中で、生薬原料の約8割を中国からの輸入に頼っており、実需者等からは国内での薬用作物の生産拡大に期待。
- ・産地規模が小さいため、産地と実需者の情報把握・結び付きが難しい。
- ・栽培技術指導者が少なく、地域に応じた栽培技術が確立されていない。
- ・専用の農業機械等や登録農薬が少なく手作業が多いため、労働負担が大きい。
- ・栽培期間が長いものが多く、収益を得るまでに時間が必要。

具体的取組

1 全国段階



相談窓口・情報提供



マッチング機会の提供



栽培技術指導者の育成



技術アドバイザー派遣

2 地域段階



実証ほの設置



農業機械等の改良・リース導入



栽培マニュアルの作成

このほか、新植支援や商品開発等の取組が可能。

【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ（03-6744-2512）

(参考2-1) 薬用作物関連予算等

施設整備等

強い農業づくり総合支援交付金

【令和7年度予算額 11,952 (12,052) 百万円】

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等**を支援します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年〕→145万t〔令和12年まで〕）
- 物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域〔2028年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕等

<事業の内容>

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

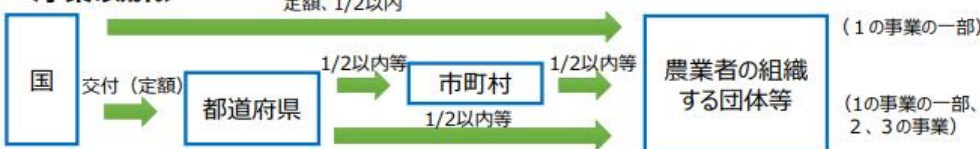
② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】

(1、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
(3の事業) 新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

(参考2-2) 薬用作物関連予算等

施設整備等

○ 産地生産基盤パワーアップ事業

【令和6年度補正予算額 11,000百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等**を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。

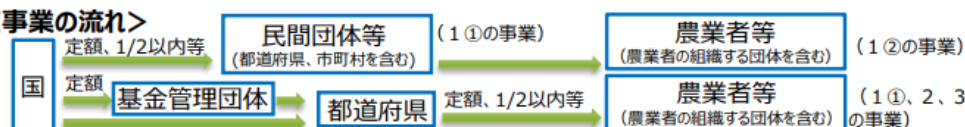
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組を支援します。

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

○新基本計画実装・農業構造転換支援事業

老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

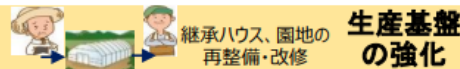
輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制



収益力強化への計画的な取組



【お問い合わせ先】

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 | (03-3502-5945) |
| (1②、3①の事業) 園芸作物課 | (03-6744-2113) |
| (1②の事業) 果樹・茶グループ | (03-6744-2117) |
| (3②の事業) 農業環境対策課 | (03-3593-6495) |

○ 食料安定生産に資する新たな病虫害危機管理対策・体制の構築事業

【令和7年度予算概算決定額 96（52）百万円】

<対策のポイント>

新たな発生予察調査手法等の確立による発生予察の高度化、総合防除実践マニュアルの整備及び農薬の再評価制度に対応した防除体系の構築により総合防除推進体制の高度化を図ります。

ドローン等の省力的・効果的な散布技術の現場導入に向けた農薬登録の拡大や散布技術の実証、マイナー作物に使用できる農薬の維持・拡大に向けた農薬登録の拡大や再評価に際し必要となる試験への支援により、病虫害・雑草の防除対策の高度化を図ります。

<事業目標>

効果的・効率的な病虫害の防除体系の構築による病虫害の発生の予防、被害の防止

<事業の内容>

1. 総合防除推進体制の高度化事業

- ① 精緻かつ迅速な発生予察の実現に向け、遺伝子検定手法等を活用した、新たな発生予察の調査手法を確立します。
- ② 農業者による適切な総合防除の実践を図るため、総合防除に必要な手順、技術等を網羅した総合防除実践マニュアルを整備します。
- ③ 農薬の再評価制度に対応した防除体系の構築のため、作業者ばく露の少ない栽培管理体系、防除技術などの実証を行います。

2. 病虫害・雑草の防除対策の高度化事業

- ① 農業用ドローン、常温煙霧等の省力的・効果的な散布技術の現場導入に向けて、農薬登録の拡大や散布技術の実証を支援します。
- ② 生産量が少なく利用できる農薬に制限のある作物（マイナー作物）に使用できる農薬登録の維持・拡大に向けた農薬登録の拡大を支援します。
- ③ 生産量が少なく利用できる農薬に制限のある作物（マイナー作物）に使用できる農薬登録の維持・拡大に向けた農薬の再評価に際し必要となる試験を支援します。

<事業の流れ>



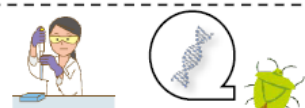
※1・・・2の事業のうち①、② ※2・・・2の事業のうち③

<事業イメージ>

総合防除推進体制の高度化

新たな発生予察調査手法の確立

遺伝子検定手法等
新たな発生予察調査手法の確立



総合防除実践マニュアルの整備

・ほ場での病虫害発生状況の把握
・判断要素を含む様々な防除技術

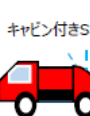
土壌還元消毒



実践マニュアル
の整備

農薬の再評価制度に対応した防除体系の構築

(例)
作業者ばく露の少ない栽培管理体系



病虫害・雑草の防除対策の高度化

農薬登録の拡大・維持に向けた試験や新たな散布技術の実証

省力的・効果的な散布技術



ドローン



常温煙霧

登録農薬が少ないマイナー作物



(例) モロヘイヤ
みしまさい

農薬の再評価に際し必要となる試験



(参考3) 日本薬局方、食薬区分について

日本薬局方

- 日本薬局方は、**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）**第41条第1項の規定に基づき、承認されている医薬品の性状及び品質の適正を図るため、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める医薬品の規格基準書。
- 生薬は200を超える品目が収載されており、医薬品原料として使用する場合は、その規格基準を満たす必要がある。
＜規格基準の一例＞

カンゾウ	ウラルカンゾウ(Glycyrrhiza uralensis Fischer) 又はスペインカンゾウ (Glycyrrhiza glabra Linné) の根及びストロン、ときには周皮を除いたものを乾燥したもので、 グリチルリチン酸2.0 % 以上 を含むもの。
センキュウ	センキュウ(Cnidium officinale Makino(Umbelliferae))の根茎を、通例、湯通ししたもの。
トウキ	トウキ(Angelica acutiloba Kitagawa)又はホッカイトウキ(Angelica acutiloba Kitagawa var. sugiyamae Hikino (Umbelliferae))の根を、通例、湯通ししたもの。

食薬区分

- 人が経口的に服用するものが、**医薬品医療機器等法**に規定する医薬品に該当するか否か（食薬区分）は、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の別紙「**医薬品の範囲に関する基準**」により判断。
- 生薬の製品の成分本質（原材料）からみた分類

① 専ら医薬品として使用されるもの	・これらを使用した食べ物は医薬品に該当することから、 医薬品医療機器等法上、食品としての製造・販売を行うことが認められていないものをリスト化 (例) トウキの根（葉は②）、シャクヤクの根（花は②）、ボウフウの根・根茎等
② 医薬品的効能効果を標榜しない限り医薬品と判断しないもの	・ 医薬品医療機器等法上、これらを使用した食品の製造・販売が条件付きで可能なものをリスト化 (例) カンゾウの根・ストロン、ウコンの根茎、サンショウの果実・果皮・根等

- なお、医薬品の該当性は、その目的、成分本質（原材料）等を総合的に検討の上、判断されるものであるため、個別具体的な判断については、各都道府県薬務主管課にご相談。